

○四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例

平成元年 3 月 2 8 日

条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、空き地に繁茂した雑草等が放置されているために、火災、犯罪又は病虫害発生の原因となり、かつ、清潔な生活環境を保全することができないことにかんがみ、雑草等を除去するために必要な事項を定め、もつて住民生活の安定と公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 現に人が生活のために直接使用していない土地をいう。
- (2) 雑草等 草花のうち食用、観賞等人の生活に密接な関係のある目的で植栽されている以外のもの、又は枯れた状態にあるものをいう。
- (3) 危険な状態 雑草等が繁茂しそのまま放置されているため、火災、犯罪又は病虫害発生の原因若しくは近隣の生活環境を著しく損なう状態をいう。
- (4) 所有者等 空き地の所有者、管理者又は占有者をいう。

(平 1 6 条例 4 ・ 一部改正)

(所有者等の責務)

第 3 条 所有者等は、当該空き地が危険な状態にならないように、常に留意するとともに、環境保全には最善の努力をはらわなければならない。

(雑草等の除去の勧告及び命令)

第 4 条 市長は、空き地が危険な状態にあり住民の生活環境が損なわれていると認めたときは、当該所有者等に対し雑草等の除去に必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

(代執行)

第 5 条 市長は、前条第 2 項の規定による命令を受けた者がこれを履行しないときは、行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）の規定に基づき、自ら当該空き地の雑草等の除去を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を所有者等から徴収することができる。

第 6 条 削除

(平 1 6 条例 4)

(立入調査)

第 7 条 市長は、第 4 条の規定により勧告若しくは命令を行おうとするとき、又は同条の規定により命令の履行状況を調査するため必要があると認めたときは、必要な限度において、当該職員をして空き地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 9 条 第 4 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、5 0, 0 0 0 円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の廃止)

2 あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例（昭和 4 4 年条例第 3 1 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前において、四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則（平成元年規則第 1 3 号）附則第 2 項による廃止前のあき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則（昭和 4 5 年規則第 2 号）第 1 条第 2 項の規定により雑草等の除去の委託申請をしている者に対する雑草等の除去に要する費用については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 6 年条例第 4 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例第 6 条第 1 項の規定によりされている申し出に係る雑草等の除去の代行については、なお従前の例による。